

○要配慮者利用施設が作成する  
避難確保計画について

# 検討の背景

## ○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、①洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内にあり、②市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。
- ・計画を作成しない場合には、市町村長からの指示、それに従わない場合にはその旨が公表されます。

### 「水防法等の一部を改正する法律」の施行説明会資料

[http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02\\_tk\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html)

### 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
現行水防法	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

#### 担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

# 避難確保計画作成の前に

- ①洪水浸水想定区域内か、土砂災害警戒区域内か、あるいはその両方かで、計画作成が異なります。そのため計画作成前に、**まず自分の施設が、洪水浸水想定区域内にあるか、又は土砂災害警戒区域内の施設にあるのかを確認**しましょう。
- ②作成した計画は市町村に提出することになります。
- ③既に作成されている「消防計画」や「非常災害計画」に**水防法施行規則第16条又は、土砂災害防止法施行規則第5条の2に定める必要事項を追記することで作成可能です**。なお、既存の計画に追記して避難確保計画作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市町村への報告が必要となります。
- ④一から作成する場合でも、国土交通省のホームページで計画作成のひな形を公開していますので、ひな形を利用して作成することもできます。

洪水浸水に関するひな形（Word、Excel形式）：

☞ <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

土砂災害に関する作成例（Word形式）：

☞ <http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/keikaihinan.html>

## 【参考：追記する必要がある事項は？】

### ○防災体制に関する事項

- ・各班の任務と組織
- ・事前対策
- ・情報収集及び伝達

### ○避難の誘導に関する事項

### ○避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

### ○防災教育及び訓練の実施に関する事項

### ○円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

# 避難確保計画を作成するには

## 作成する前にポイントを押さえましょう！

### ポイント①

- 災害に対する危機感の醸成。
- 施設周辺の災害リスクの理解促進。

### ポイント②

- 「防災」に対する理解促進

### ポイント③

- 避難確保計画の具体的な検討・作成



### 対策①

- ハザードマップの理解。
- 気象情報や河川の水位情報を理解する。

### 対策②

- 防災関連情報の入手先の把握
- 避難情報の理解

### 対策③

- 「いつ、どこに、どのように避難するか」を施設ごとに具体的に検討

# 避難確保計画で作成する様式(洪水編)

## 様式編 目 次

市町村に提出（様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	} 様式 1
2	計画の報告	1	
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	} 様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式 6

個人情報等を含むため適切に管理 ※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式 7
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式 8
12	緊急連絡網	10	様式 9
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
15	防災体制一覧表	12	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13	} 自衛水防組織 を設置する 場合のみ作成
別表 1	「自衛水防組織の編成と任務」	14	
別表 2	「自衛水防組織装備品リスト」	14	

## ☆作成のポイント☆

- ・ 避難経路図を作る！
- ・ 災害時の体制を作る！
- ・ 避難行動の開始を判断する！

洪水浸水想定で自衛水防組織を設置する場合に作成。

消防法に基づく非常災害計画等の計画内容を活用できます！

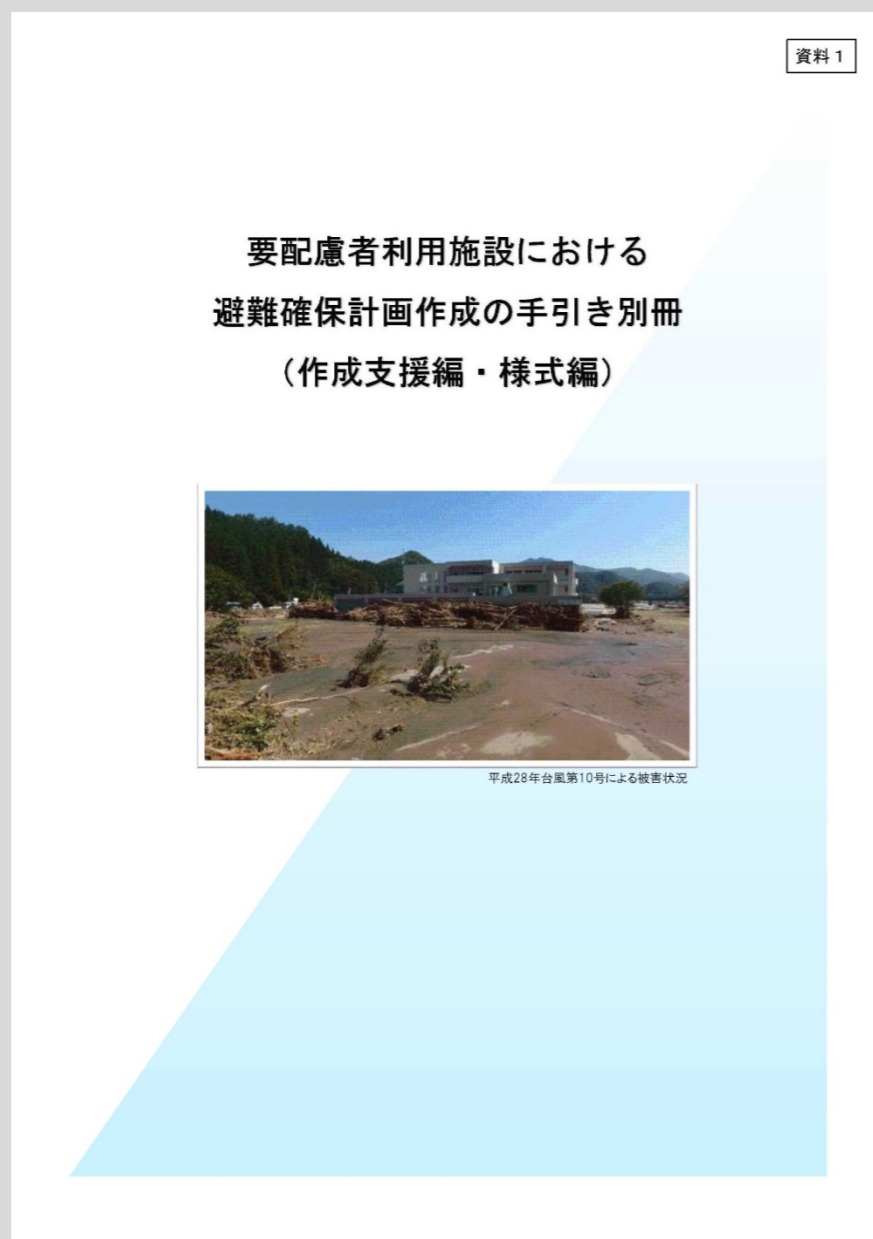
市町村に提出するのは、様式1～様式6です！！

# 様式の作成方法(洪水編)

作成のポイント!

各様式の作成方法は、資料1(様式編)および資料2(事例集)を参照

**【資料1】**  
要配慮者利用施設における避難確保計画  
作成の手引き別冊(作成支援編)



**【資料2】**  
要配慮者利用施設における避難に関する  
計画作成の事例集(水害・土砂災害)



国土交通省ホームページ

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

# ■ 要配慮者利用施設の取組に活用可能な示唆

■ 生きた計画（速やかに避難できる計画）づくりは難しいこと

■ 生きた計画は、作ったあとに育てることが大切なこと

- ・ 計画をもとに防災教育・避難訓練の実施。（毎年1回以上が目安）
- ・ 意識・知識を共有しながら、より強化するための取組の継続が大切である。（改訂を重ねる）
- ・ 「みんなで助け合って、みんなで助かる」ためにできることを探すことが大切である。



## 【洪水浸水の例】

### 1 計画の目的

この計画は、水防法第15条の第3項1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑迅速な避難の確保を図るものを目的とする。

**→記載することで目的を明確に！！**

### 2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

**→見直し・修正し、報告することで実行性のある計画に！！**

### 3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

(○○施設の状況)

平日：利用者 ○名、施設職員 ○名 (夜間：利用者 ○名、施設職員 ○名)

休日：利用者 ○名、施設職員 ○名

# 【参考】記載例(洪水編)

## 事例集p13

### 第1章 総則

#### 第1節 計画の目的、運用範囲

(目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の3の規定に基づき、特定非営利活動法人ファミリーサポートおひさま運営、認知症対応型共同生活介護グループホームひだまりは要配慮者利用施設として利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

(諸規定との関係)

第2条 消防計画に準じ、要配慮者利用施設に関し必要事項について、施設管理者及び防火管理者とともに定めるものとする。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、当法人に勤務する者、利用者及び出入りするすべての者に適用するものとする。

計画の目的を記載

#### 第2節 水防管理者の業務及び権限

(水防管理者)

第4条 水防管理者は、防火管理者及び施設管理者が兼務し、計画実施に関するすべての事務を行うものとする。

2 水防管理者不在時の代理者を予め指名する。

(水防管理者の権限及び業務)

第5条 この計画について、水防管理者は一切の権限を有し次の業務を行うものとする。

- (1) 自衛水防組織の設置
- (2) 洪水時の避難確保計画の作成及び変更
- (3) 緊急通報、避難訓練計画及び実施
- (4) 日頃から気象情報の収集に努める
- (5) 避難準備・高齢者等避難開始が発令された時点で、迅速な避難を指示する
- (6) 受け入れ先避難所へ連絡し状況を確認する
- (7) 收容人員の適正管理
- (8) 建築物、施設等の点検検査の実施及び監督
- (9) 水防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (10) 避難時の火気の使用または取扱いに関する指導及び監督
- (11) 避難時の火元責任者に対する業務の指導及び監督
- (12) 管理権原者に対する助言及び報告
- (13) 水害防止対策の推進
- (14) その他水害防止業務執行のため必要な業務

## 事例集p14

計画を作成したことを  
○市へ報告する文面を追記

(市への報告等)

第6条 水防管理者は、水防管理業務の適正な執行を図るため久慈市（消防防災課）との連携を密にし、次の業務を行うものとする。

- (1) 洪水時の避難確保計画の提出
- (2) 建築物及び諸設備の設置または変更の事前協議並びに法令に基づく諸手続き
- (3) 水防用設備の点検及び水害予防上必要な検査の指導要請
- (4) 水防用設備の点検結果の報告
- (5) 教育訓練の指導要請
- (6) その他法令に基づく報告及び水防管理について必要な事項

#### 第2章 洪水等避難時に関わる施設遵守事項

(施設の遵守事項)

第7条 施設の設備等は避難者の妨げにならないよう、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難のために利用する廊下、避難口等には設備を設置したり、物品を置かないものとする。
- (2) 床面は、避難時に障害が発生しないように維持すること。
- (3) 避難口等に設ける戸は、容易に開錠でき、かつ解放した場合には廊下等の有効幅員を確保できること。

(↑ 様式に記載はないので任意記入)

計画の適用範囲を追記

#### 第3節 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は使用する全ての者に適用するものとする。

施設の人数を追記

#### 【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 9名	昼間 4名	休日 (平日と同じ)	休日 (平日と同じ)
夜間 9名	夜間 2名		

## 【避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。



避難場所について	
避難場所(1) → 避難場所(2) (満員等の理由で避難場所(1)が利用できない場合)	
避難場所(1)まで移動することがかえって危険を及ぼすと判断した場合 避難場所(3), (4)に避難する。	
避難場所(1)元気の泉までの避難経路について	
・ 避難経路①を使用する。	
・ 日中で、避難経路②が浸水していないことを確認できた場合は、避難経路②を使用する。	
施設所在地	
避難場所	

## 作成のポイント!

- 施設周辺の浸水危険性を確認する。
  - どこに避難すればよいか確認する。
- (避難場所・避難経路)

## 作成の手順

- ①洪水ハザードマップを用意する。  
(以下「マップ」という)
- ②マップ上の施設をさがす(●をつける)。
- ③施設周辺の水深を確認する。
- ④安全な避難場所をさがす。
- ⑤避難場所までの避難経路に色を塗る。

## ①ハザードマップ(洪水・土砂災害)を用意する

### 作成のポイント!

- 防災ハザードマップを用意する。(松島町ホームページから入手する。)
- 手書きで作成するか、パソコンで作成するかを決める。

### 手書きで作成

- ○町から配布された防災ハザードマップをお持ちの方はマップを用意してください。
- マップをカラーコピーする、もしくは市販の地図等を準備してください。

### パソコンで作成

- パソコン・プリンターを使用する方は、「国土交通省ハザードマップポータルサイト」※1を活用して、洪水や土砂災害ハザードマップを入手できます。
- 「重ねるハザードマップ」の「場所を入力」に施設の住所を入力してください。

国土交通省ハザードマップポータルサイト  
～身のまわりの災害リスクを調べる～

使い方 利用規約 問い合わせ 関連情報

**重ねるハザードマップ**  
～防災に役立つ情報を地図に重ねて表示～

洪水想定区域や道路情報、危険箇所などを地図や写真に重ねてシームレスに閲覧できます。

すぐに見る

場所を入力

例: 国土地理院/36.1 140.1/36度6分16秒 140度5分5秒/54SVE17

表示する情報を選ぶ

洪水 土砂災害 津波

**わがまちハザードマップ**  
～地域のハザードマップを入手する～

各市町村が作成したハザードマップをリンクします。地域ごとの様々な種類のハザードマップを閲覧できます。

すぐに見る

まちを選ぶ

三重県 津市

〇〇市洪水ハザードマップ「〇〇版」

宮城県浸水想定区域図HPアドレス

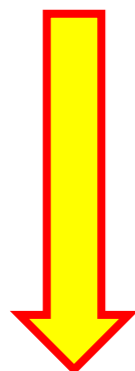
👉 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kasen/ki-sins.html>

宮城県土砂災害警戒区域等HPアドレス

👉 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html>

🔍 ハザードマップポータルサイト 検索

施設の住所を入力



施設周辺の浸水状況が把握できます(次頁参照)

## ②マップ上の施設をさがす(●をつける)

- マップ上に施設の場所を記入し、施設周辺の水深を確認します。

